

平成 2 0 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成20年 6 月17日
- ・ 開 会 平成20年 6 月17日
- ・ 閉 会 平成20年 6 月18日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	参事	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
女満別教育センター	所長	監査委員事務局長
女満別地区農業委員会 事務局	局長	東藻琴地区農業委員会 事務局
		局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、3番、斎藤宏司議員及び4番、植田泰弘議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月11日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2名であります。町長から提出されております案件が10件。財団法人等からの経営状況についての報告が4件あります。そのほか議会側提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日6月17日開会をし、6月18日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月18日までの2日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月18日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成20年第2回定例町議会の冒頭に当たりまして行政報告を申し上げたいと思います。

3月26日、大空町行政改革推進委員会を開催してございます。この会議の席上では、推進計画の進捗状況、財政健全化計画の概要、また平成20年度予算の概要等について説明を行いました。委員からは、税、使用料等の滞納状況等について確認の意見が出され、また今後厳正な対処をするようにというような意見が出されたところであります。

同じく3月26日、知床・オホーツク観光立圏行動計画推進協議会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。この協議会では従来課題等について議論をするというような協議会ではございましたけれども、具体的な行動を起こせるようなそういう協議会として今後広域観光の情報発信をこの協議会で行っていったらどうかというような内容について提案をさせていただきました。

4月17日、暫定税率等の継続を求める地方の声総決起大会に参加をいたしました。全国から3,800名を超える参加者が集い、地方における道路整備の必要性、さらには地方財源の確保等を決議したところでございます。

4月19日、札幌大空町東藻琴会ふるさとの集いが札幌市で行われ、41名の方のご出席をいただきました。

4月23日、大空町水田農業推進協議会を開催をし、平成19年度の報告、決算、また平成20年度の事業計画、予算の承認をいただきました。また、従来1月からこの協議会で協議をいたしました対策面積、助成の水準等について最終確定をしたところでございます。

4月24日、北海道町村会の定期総会が札幌市で開催をされ出席してございます。政務活動方針の決定、また地方財源の確保や財政健全化への特別決議を行ったところでございます。その後の研修会といたしまして、東京大学名誉教授の大森 弥先生のご講演を拝聴いたしました。特別町村制、また今回スタートいたしました後期高齢者医療広域連合において課税権が付与されたというようなことから、今後多様な自治のあり方が出てくるのではないかなというような提唱をされておりました。

5月2日、女満別地域審議会、5月8日、東藻琴地域審議会であります。これにつきましては、平成20年度の大空町の予算の概要について説明を申し上げ、また財政健全化計画とその見通しについて、さらには総合計画の実施計画の概要についてご説明をさせていただきました。各委員の方からは、医療、教育、広報、福祉、環境、道路、農業、子育て、水道料金等々、行政全般にわたる色々な要望等が出されたところでございます。私は挨拶の中で、こういった要望に応えていくためには、何を廃止しながら新しい要望に応えていくかというような視点が大切になるということをお話させていただきました。

5月19日、網走支庁管内町村会臨時総会が網走市で開催をされました。この折には、平成19年度の事業報告並びに、決算の見込みそして平成20年度の事業計画等について協議をいたしました。さらに網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散について協議をいたしたところであります。

同じく同日、網走支庁管内総合開発期成会の定期総会が網走市で開催をされ、これにも出席をしてございます。平成19年度の事業報告、決算、平成20年度の事業計画、予算、これらを審議し決定をしたところでございます。また会の中から、この開発期成会のあり方等今後検討していこうというような意見が出されました。さらに管内における医療の確保に向けての体制整備を行っていくことをこの開発期成会として確認したところでございます。

5月21日、北海道空港協会通常総会が本町で行われました。これは空港所在の自治体で構成している協会でございます。平成20年度は大空町が当番ということでお引き受けをしたところでございます。各空港の整備要望を確認し、閉会をしたところであります。

5月29日、網走支庁管内総合開発期成会総務文教専門委員会が網走市で開催をされ、私はこの委員会に所属しておりますことから参加をいたしました。委員会の原案というものをまとめ、7月の中央要望に向けて協議をしたところであります。地方交付税の確保、サハリン沖油田事故防止等の対策、オホーツク沿岸の防災対策、涛沸湖における水鳥監察官の整備、廃棄物対策の充実、世界自然遺産知床の適正な利用、医師確保対策の7項目について委員会としての原案をまとめ、役員会に諮ることとい

たしました。

6月6日、第29回札幌地区女満別会の総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。44名の方が出席をしております。来年度はこの会が発足をし30周年を迎えるということで記念事業に取り組みたい。その協力要請があったところでございます。

6月7日、第37回旭川東藻琴会が旭川市で開催をされ、19名の方の出席でございました。長らく会長を務められた八重樫会長から浜本会長に役員改選が行われたところでございます。

この両ふるさと会におきまして、この税制改正でスタートいたしましたふるさと納税制度等について、PR等も兼ねてさせていただいたところでございます。

また、この一覧表には載っておりませんが、6月11日、大空町、小清水町、網走市、斜里町など、広範囲において降ひょうがあり、農作物等に甚大な被害が出たところであります。被害に遭われた農業者の方々等に、この機会にお見舞いを申し上げたいと思います。また、その概要についてお手元の資料等に基づき報告をさせていただきたいと思います。6月11日当日、13時25分頃から14時00分頃にかけて、さらに東藻琴地区においては、16時00分頃もう一度と、2度にわたる降ひょうがございました。その大きさは直径約1センチメートルから3センチメートル程度のひょうが、短時間の間にかなりの量が広範囲において降ったという状況でございます。当日の気象予報でございますけれども、午前中に雷注意報が、網走西部地区に発令をされました。また12時を過ぎたところで大雨注意報も発令をされたところであります。その後、雷等の雷雨に伴って降ひょうがあったということでもあります。この降ひょうの後、直ちに網走・北見・紋別地方に竜巻注意報というものも発表されてございます。また、ひょうのほかには短時間に集中的な雨が降ったということで、こちらの方の被害も出ている状況でございます。

農作物等の被害でありますけれども、この資料にございますように作物は全般的に降ひょうの被害に遭ってございます。特に、作付面積の多い秋まき小麦、バレイショ、タマネギ、てん菜などにおいて非常に被害が出ている状況にございます。バレイショやてん菜については、今後回復していく可能性もありますけれども、減収が避けられないという見方が強うございます。また秋まき小麦につきましては、出水期を迎えており、さらにその穂が脱りゅうしているような状況で、かなり大きな被害になっているという状況もございます。またタマネギ等については、今後生育が進むでありましようけれども、果たしてそれが品質等が無事なのかどうか、製品として市場に出回ることが可能かというようなところから、農業者の方々、今後の対策をどのように取っていくかということで、非常に悩みが多いと訴えられました。また、農作物の被害のほかに、ビニールハウス等の被害も出ているところでございます。今回の被害面積、お示ししております内容、程度1、2、3と、3の方に行くほど被害が大きいうことでありますけれども、すべての面積を合計いたしますと3,300ヘクタールを超える農地が、今回の降ひょうの被害に遭ったと。私どもの町13,800ヘクタールの農地からいたしますと24.09パーセント、約4分の1が被害に遭ったと言うような状況でございます。また、資料の裏面には、道路、街灯、公共施設、民間施設

等の被害状況についても掲載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

今後、国や北海道への救済措置の要請を行ってまいりたいと思いますし、関係機関や団体と連携をして、この善後策等について検討をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解とご協力を今後もよろしくお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。平成20年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきますが、今月は天災が相次ぎ、今町長からの報告にもありましたように、大空町におきましてもたしか新聞公表では2,956ヘクタール、実際は3,300ヘクタールを超す大きな被害が出ております。農作物を初め車両、施設等大きな被害が発生しております。また、東北地方ではかなり大きな地震の災害にも見舞われ、今日におきましても現場の大混乱した様子が報道されております。自然災害の恐ろしさを改めて痛感した次第でありますし、被災された方々、今回の被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

我が町におきましては、人身被害というものはありませんが、被害額も相当大きな額になることも予想されます。先ほど町長も申されたとおり、国、道とともに町におきましても一刻も早い適切な対応というものが待たれるところであります。我が町におきましては、4月に防災計画というものが策定されたところですが、こういった災害においては前ぶれもリハーサルもありません。今後におきましては行政はもちろんですが、ここ数日の災害を他山の石とはせず、住民一人一人が日ごろよりこういったことに備える心構えが要求されるということから、それなりの手だてをしていかなければならないことを再認識させられたところでもあります。

それでは、通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。今回は、教育行政について。先だって教育委員長に再任されました委員長さんのこれからの決意を改めてお伺いするとともに、具体的には教育長から答弁をいただきたい、そのように考えております。

まず、1つ目、児童生徒の減少に伴う学級数の減少の結果、町内学校の教師の定数減などの現状についてはどのようになっているのか。女満別小学校につきましては、2学級が減っております。そういった状況の中で教師の数との関係をお伺いしたいと思います。

2つ目、町内には2つの高校があります。1つにつきましては、町立の高等学校、1つについては道立の高等学校であります。旧東藻琴村時代から続いております通学に関する助成のあり方につきまして、合併をして3年目を迎えたところでもあります。

が、今後の考え方についてどのように取り計らっていくことを考えておられるのか、そのことについてお伺いいたします。

3 番目、奨学金の運用状況について。今いろいろなところで経済的にかなり疲弊をしておりますし、困窮しているところもございます。この点につきまして就学に関する奨学金の運用状況、また利用の度合い等々についてお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、4 番目、友好及び姉妹都市、氷川町、稲城市、ありますが、児童生徒の交流事業、これにつきましてもう長年続いております。これについての現状等々、また長年続けてきた結果の課題等もしあればそういったこともあわせてお伺いしておきたいと思います。

それから、5 番目、教育委員会の会議録、これにつきましては当町におきましては小学校の改築、それから新学習指導要領、これが24年から新しい指導要領のもとで行われることになっておりますが、前倒しして20年、21年から取り組むべき内容のものをつい先だって、14日、15日、その辺の改めて通達のようなものが来ているかと思えます。そういった中でいろいろ子供さんを持たれる父兄、またこれからの子供さんの環境、また子供さんをはぐくむためには地域との協力もこれから大いに必要になるだろうということもあわせて言われております。そういった中でこういったことに取り組む教育委員会としての姿勢をどのように公表、開示していくのか、会議録、また別の形で広報についての考え方、こういったことについてのことをお伺いしたいと思います。

以上申し上げまして、1 回目の質問といたします。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 坂本議員のご質問に教育委員会として総括的な事柄について答弁申し上げます。

少子化の波は、大空町にも確実に押し寄せてきておりまして、各学校において新入学児童が減少傾向にございます。特に女満別小学校におきましては、以前は学年2学級であったものが本年は1学年と3学年において初めて1学級となり、学級数の減少に伴い教員数も2名の減となりました。少子化は、全国的な傾向であります。教育委員会といたしましても町で行う定住対策などに積極的に協力するほか、児童生徒の確保のため、それぞれの学校において特色ある学校づくりを進めていかなければと考えております。高等学校に対する通学費等の助成につきましては、合併時の調整内容や附帯意見に基づいて保護者負担の一部軽減となるよう対応させていただいております。

教育委員会会議につきましては、個人のプライバシー部分を除いて広く町民の皆さんに知っていただけるよう公開しております。そのため、会議記録につきましても原則公開としております。

個々の具体的な内容につきましては、教育長に答弁いたさせます。

なお、今後とも教育行政の発展に尽くしてまいりたいと存じておりますので、よろ

しくお願いを申し上げます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 坂本議員のご質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目、子供たちの減少と、そして先生が減ったということについてのご答弁をさせていただきたいと思います。女満別小学校に限って申し上げますと、平成10年、子供たちの数は359人いました。それが平成15年に322人、昨年平成19年314人、そしてことし295人ということで、この10年間で子供たちの数が減ってことは300人を切ったというような状況でございます。そこで、1年生が1学級38名、3年生が1学級40名ということになりまして、国の義務教育学校教職員定数等の法律に基づいて先生方の数が2名減らされたというのが今年度でございます。そうした中で女満別町時代から女満別小学校に対しましては補助教諭を2名配置してございまして、その配置された先生方が1年生や3年生の教室にチームティーチングとして入っているいろんな意味でそれぞれの担任に支援をしている実態にございます。新学期始まって、私もこの2つの学年の実情がどうなっているか2度ほど参観をさせていただきました。詳しく校長とも回らせていただいたのですが、給食の時間に補助教諭が入って手伝いをしていると、体育の時間に入って手伝いをしていると、それからその他細々した図工のとき、あるいは運動会の練習等、そうした中に補助教諭が入って子供たちの数がふえた1年生と3年生の学級の授業等が効果的になされるよう支援をなされているということを拝見してまいったところでございます。児童数の減少が続いているわけですが、これについては全国的に山村留学とか、あるいは先ほど委員長の答弁にもありましたように、町として進めております定住対策等、これらとも総合的に考えながら連結した取り組みが必要というふうに考えていますが、山村留学につきましては希望される方々が山村等の小規模校ということがあったり、全国的に希望者が減っているということや受け入れる家庭の減少ということもありまして、なかなか課題としてはすぐというわけにはいかないような状況でございます。町との連携の中で子供の数がふえていくような特色ある教育活動をやっぱりこの後工夫していくように努めてまいりたいと、このように思っております。

2点目の高等学校の通学に関する助成の現状についてでございますが、東藻琴地区から網走東学区の高校に通学する高校生につきましては、合併協議の中で18年度から激変緩和措置にならないように対応していくということで取り組んでおりますが、その際公共交通機関の整備が整うということが一定の条件として、附帯条件としてなされておりました。それを一応当時合併協議の中では3年以内ということで見込んでおりましたが、そちらの公共交通機関が未整備のままであるということで19年度、そして今年度につきましても当初の助成の額のままで取り組むということになってございます。

それから、女満別高等学校のことについてですが、女満別高等学校には高等学校教育振興協議会のほうに通学費とは別に300万円助成をして学校教育の質的充実にお遣いいただくということになってございますが、この通学関係につきましては今後ど

のような形で生徒数の確保と、それから保護者の負担軽減の両面に資するような方策がとれるか検討を深めてまいりたいと、このように思っています。実際女満別高校に通う子供たちは女満別駅を利用して、JRを利用して来ているという実態がございすし、バスで来ている子供たちもいると、そういうような実態を細かに把握しながら、どのような補助的なことができるのか、この後さらに研究を深めてまいりたいと、このように思っています。

3点目の奨学金の運用状況でございますが、平成19年度末の貸付残高は406万9,547円ということでございまして、貸し付けしている数は58名でございます。そのうち大学関係が38名、専門学校、短期大学が16名、高等学校が4名ということになってございます。この額、それから幅、質的なものについては合併協議の中で旧東藻琴村、旧女満別町の取り組みの中でより充実したほうにレベルを合わせて取り組んでいるところでございまして、このようなことでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、4番目の友好町氷川町との、あるいは稲城市との児童生徒の交流の状況についてでございますが、稲城市の児童交流につきましてはご承知のように平成3年から児童交流が始まりまして、来年で20周年目を、来年再来年で20年を迎えるというような実態にございます。この実行委員会は、PTAが実行委員会になっておりまして、事務局は小学校の教頭先生が担当していらっしやいます。稲城市の子供たちは、大空町の学校の夏休みが終わった後に来ております。それから、大空町からは冬休み期間中に訪問するというような形で実施をしております。これまでの取り組みの中で昨年から大きく変わったところを申し上げますと、それまでは大空町から稲城市へ交流訪問を希望する生徒全員が行けるような形で取り組んでおりましたけれども、平成18年度、17年ぐらいから少しずつ話はあったのですが、稲城市から来る子供たちは45名という長い間、その人数で決まっておりました。そんな関係で稲城市側のほうから自分たちが行く子供の45名に合わせた数での大空町からの人数であっていただきたいというような、そうした趣旨が伝えられまして、といいますのはホームステイを受けるときに45名を超えますと行った子供以外の家庭にもホームステイをお願いしなければならないとか、あるいは1つの家庭に2名とか3名とか受けなければならないという実態が知らされたところでございます。それで、昨年PTAの役員の方々が話し合いをされまして、1年生から6年生まで全保護者にアンケート調査を実施いたしまして、その結果お互いに訪問し合う数を45名ということにするのが妥当であるという結論に至ったようでございまして、昨年平成19年度大空町からは45名の枠のところ実際25名の子供たちが稲城市に訪問をしたということになってございます。氷川町につきましては、中学2年生を対象に、先ほどの稲城市は小学校5年生ですが、氷川町については中学2年生を対象にお互いに夏休み期間中に訪問交流を実施しているところでございます。これについては、人数的にこちらの町の予算としては20名という枠の中で実施をいたしておりまして、その中で希望を募って互いに訪問交流をしているところでございます。

5点目の教育委員会議の記録の公開についてでございますが、会議そのものは個人のプライバシーに触れるものの場面ではご退席をいただきますが、それ以外の場面に

については傍聴可能ということでございまして、会議記録につきましてもそういう形で開示をすることができるようになってございます。

それから、今新しい学習指導要領のことについて坂本議員のほうからお話がございました。新しい学習指導要領が3月末に告示になりまして、幼稚園は平成21年、来年度から即完全実施と、小中学校につきましては21年、22年と2年間かけて移行措置をやりまして、24年から本格実施をするということになってございます。ご承知のように小学校で外国語、具体的には英語になるのですが、それが5年生から新しく入ってくるというようなことがありまして、この21年、22年の移行措置の中ではそれらに対する対応が必要でありますし、中学校においては教育基本法の改正によりまして我が国の文化伝統を尊重するということが明記されたこともあって、武道というものを中学校の体育の中で取り入れていくというようなことが決まっております。そうした新しい武道の動きに対しても予算的なこと、教育カリキュラムのこと等協議をしながら今後詰めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと、このように存じます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろご説明、答弁をいただいたところであります。1番目の教員の数が2名減ったということで、単費でもって補助教諭として採用している人も旧女満別町時代から2名おられるという現状なのですが、今答弁の中にありましたように、1年生が38名、それから3年生が40名という数になっております。今まで2クラスでしたから、それほど教室の窮屈さですとか、それから先生方1人で目の届く、目配りできる範囲、ある程度緩和されていたのですけれども、私も37名、2クラスがあった時代に参観をさせていただいた経験があります。そうしますと、もう父兄の入場所がなかったというのが実感としてありました。子供さんたちの机と机の間まで、教室の真ん中ぐらいまで行かなければ、後ろで参観するということができなかったということが記憶にあるわけなのですが、ましてや38、39、それが学年1クラスということになりますとかなりの部分で負担になるのではないかと思います。先生方もそうですし、子供さんたちもいろいろそういった今までにない形が初めて出てきたということにもなりますので、そういった部分で改めて補助教諭の先生方の応援をお願いするということはもちろんなのですが、果たしてそれで十分、1学級になったということで従来どおりの2名の補助教諭の方で足りるのかどうかということで、今後こういった事態、少子化が続いている以上またこういったことも出てくる可能性もあるかと思えます。それから、今小学校がそういう状況なのですが、いずれ中学ということになりますと、今度専門的な教科の先生方も必要になってくるだろうと思えます。そうしますと、資格を持たない先生がほかの教科を担当しなければならないということも当然考えられてくるわけですし、そういったことも含めていろいろ学校教育に対するものをもう少し、大空町として文部科学省の規定に合うような形だけでとどまっていけないものなのかどうか、そういったことをちょっとお伺いしたいわけです。

子供さんの教育というのは、食事をさせるとか、いろいろ今の時期しかできない大事な部分でもあると思いますので、なるべくといいますか、窮屈な思いをさせない、そのとき必要な教育が十分できる環境を整えるのは行政としての重要な役割だと、そういうふうに考えておりますので、ことしから1クラスの学年が2つになった、これを機会に見直すことも当然必要というふうに考えますので、その辺の考え方について改めてお伺いしたいと思います。

それから、2番目の同じ町内に住む高校生の通学助成、この公共交通機関というものがどういったものを指して言われているのか、J Rだけなのか、バス代なのか。3年間のことでありますが、同じ大空町として取り組むのであれば、合併して3年目を迎えるわけですから、こういった方策でやはり両地域がある程度理解できることも当然考えていかなければならないのかなというようにも考えておりますので、これについてのこれからの検討課題もありますでしょうけれども、その考え方、大空町としての一つの整理の仕方を十分考えていっていただきたいと、そのように思います。

それから、奨学金のことについてなのですが、これは提案事項になりますが、奨学金を利用した子供さん、当然返済ということがついてくるわけなのですが、先ほども言いましたように、町で取り組む定住対策、そういった観点の中からある一定期間大空町内で就業した場合については返還免除のようなことも利用できないかというふうに考えているわけなのですが、その奨学金のあり方、いろいろ運用の中で定住につながる方策の一つの方法として考えられないものかどうか、そのように思っておりますので、その辺の考え方についてもお願いいたします。

それから、友好町、それから姉妹都市の児童生徒の交流事業、再来年20年という長い期間続いてきております。その中で、中には5年生のときに来たけれども、行ったけれども、今改めてまた来られる、別の形で大空町とおつき合いをしたり、稲城市とおつき合いをしたりしている人もたくさん見受けられるわけなのです。これは、非常に成育過程にある子供さんにとっていろんな刺激にもなりますし、いろんな人生における勉強になっていることは事実なわけですので、こういったものは大いに利用すべきというふうに考えておりますが、これについて夏休み中であったり冬休み中であったりするわけなのですが、先生とのかかわりというのはどのようになっているのか、そのことについてお伺いしておきたいと思います。実行委員会がPTAということですから、あくまでもPTAの段階で実施する、事務局が教頭先生でしたか、そういった形は理解できることなのですが、やはり大勢の生徒が移動する段階で先生、教員として授業の中ではどういう位置づけになっているのか、その交流のことが。ましてや人数がある程度制限された中で行われていくということについて、19年度からいろいろ形も変わってきているようですけれども、そういった内容について今の形で存続できるのか、また形を検討しながら存続していくのか、そういったことについてもう少し具体的に考え方があればお伺いをしておきたいと思います。

それから、5番目につきましては、先ほども言いましたように指導要領のこともございます。学校改築のこともございます。機会あるごとにいろいろ住民に知らしめる方策をぜひとっていただきたい、そのように思いますので、以上お伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは、坂本議員の2回目のご質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目の子供の数が減って先生の数も減っているという実態についてでございますが、先ほど補助教諭については女満別町時代からということで申し上げました。これは、管内としては一番早い取り組みでございました。現在幼稚園にも2名補助教諭、特別支援の絡みでつけていますし、今年度中学校にも特別支援の絡みで時間講師を配置したというようなこともあって、全体的にはそういう体制の中で今進めているということをご理解をいただきたいと思います。

今回子供の数が減るということで、校長とも減りそうだということがわかった3月の段階からいろいろ協議を重ねてまいりました。現在の5年生が議員先ほどおっしゃられましたようにかつて入学したときにたくさんの子供がいて、今現在の5年生は75名いて、37と38でございます。実際3年生の教室、40名のところを回ったのですが、3年生ぐらいたとまだ体も小さいから、おっしゃるようなことはそうはないなと思ったのですが、大きくなってくると確かに体の大きさが大きくなって狭くなるというようなことも実態としてはございます。ただ、全道的にも全国的にも今すごく大きな問題になっているのは、かつては子供が多くて学校を増築しなければならないというような課題があったのですが、今は少子化の波の中で1つの学級に入る人数が40名とか39とか38と、こういう少子化の波がすごく悪い形で出てきているというのが北海道全体、管内的にもそんな実態がございます。そういう中で議員が指摘されますように、文部科学省の基準では41名を超えなければ学年を2つに分けれないという、そういう法的な、そういう先生の配置が道あるいは国からなされないという決まりになってございます。それらに対して今後1つの学級の人数がふえることについて町としてどのように対応していけるかということについては、もう少し時間をいただきながら十分検討してまいりたいと、このように考えてございます。2回学校を訪問して校長と意見交流した中では、5年生もそういう実態にあるということ等を含めて、学校の体制としては十分1人の先生に負担が行かないようにというようなことを考えているということは聞いてございます。

それから、中学校へ進学した場合の専科、専門教科の免許のない人が教えているという実態ですが、これはどこの学校でもどの市町村でも、我々も教育長部会でも道教委や文部科学省に免許外教科の担任の解消ということは毎年要望してございます。1人で例えば数学の先生が技術を教えて社会科も教えなければならないという、中学校で学年1学級ずつの学校ですと校長、教頭含めて9名しかいませんので、必ず免許外の教科を持たなければならないという、そういう実態にございます。そういうことも含めてどういうようにすることが子供たちのためによりいいのか、今後もさらに研究を深めてまいりたいと思いますし、行政の流れの中でまた道教委や文部科学省のほうにもさらに要望を強めてまいりたいと、このように思っております。

それから、高等学校の通学費の助成の関係でございますが、公共交通機関というのはことし東藻琴女満別間を地域循環バスというような形で動かしておりますが、そう

した両地域間を結ぶようなバス、あるいはさらにそれを通う生徒のエリアも想定したような中で何とか保健医療関係も含めてできないかというのが当初合併協議の中でのいろんな話し合いの内容でございました。そんなことも含めながらこの後も考えていきたいと思っておりますが、特に女満別高校に通う生徒につきましては、どこからどこまでを便利にいいような、負担にならないような形にできるかということについて少し検討していきたいと考えております。例えば大抵の子供たちはＪＲ女満別駅で乗降車しているのですが、そこから高校までの間徒歩で子供たちが歩いています、それらを何か交通機関を動かすことで何とかならないかとか、あるいは天都山で東京農業大学ございますね、そこまでは網走の民営のバスが動いていますから、それからつなげるかとか、あるいは現在東藻琴の藻琴駅までは東藻琴高校に通う子供たちのためにスクールバスを迎えに出してございますので、そうしたやり方をさらに女満別地区にもどのように拡大できるかなど、この後少しく時間をいただいて詰めさせていただきたい、このように思っております。

３点目の奨学金についてでございますが、ご承知のように奨学金は基金の中から、基金をもとにして運用しているわけでございます、もし一定期間定住した場合免除するということになりますと、返還されないお金がどんどんふえていくということになりまして、次に借りたいという人がいた場合、原資の担保ができていかないということも想定されます。ですから、議員がおっしゃるような形で免除していくとなれば、それは教育委員会だけではなくて、町の一つの政策、定住、あるいは財政の問題等も総合的に考えなければならぬかなければ、委員会だけではなかなかご答弁のできかねる問題だなというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

４番目の友好、姉妹都市交流につきましてですが、稲城市のことに限って言いますと、先生方は２名、そのほかＰＴＡが実行委員会として動いていますので、ＰＴＡの役員の方々がついて総勢で多いときでは８名、７名というような形でついていっております。それから、子供たちの交流と授業のかかわりですが、こちらから稲城市へ行くについては５年生が春から社会科や総合的な学習の時間の中で稲城市についてずっと継続的に学習をしております。それは、向こうに交流で行く、行かないという子供たち、そういうことにかかわりなく一つの授業としてやっておりますし、稲城市から来る子供たちを迎える場合についても大空町の地域、自然等について、文化等について継続的に学習したものを図書館の中で授業として公開をして、そしてそこで大空町のことについて学習をしていただくと、そういう組み立ての中でこれまで交流を進めてきてございます。氷川町についても、中学生ですが、同じような形で授業の中で取り入れたり、あるいは行く前に何回か学習会を実施したりして情報がある程度整った中で交流に行くと、そういう体制にしてございますし、先生方も必ず、保護者も必ずついていくような形で取り組んでいるところでございます。

それから、会議録の関係でございますが、ご意見いただきましたとおり、これら教育の変革の中でさまざまな情報がよく保護者等に伝わるように、この後また情報の発信の仕方について研究をしてみたいと、このように思っております。

以上、２回目の答弁とさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ答弁をいただきました。1番目についてなのですが、多いクラスの担任の先生の負担にならないような形のものをいろいろ工夫するということなのですが、先ほども言いましたように、21年度から新指導要領に基づく前倒しした部分を取り入れていきなさいというような指導でないかと思うのですが、そういった中で総合的学習ですとか道徳、それから算数、数学、理科、こういったものを一部先行して行うというようなことをございます。それから、国語、社会、音楽、新指導要領のもとでやることもできるのですが、現指導要領による場合は内容を一部追加運用しなさいというようなことが新聞記事の中に載っておりました。こういった作業に取り組んでいく場合に先生方に余裕といいましょうか、こういった前倒しが新たにふえますし、1週間の授業時間数もふえる部分も出てこようかと思います。そういった中で、やはりある程度いろいろなところで子供さんも40人いっぱいはいっぱいいるよりは人数の少ないほうが余裕もできるでしょうし、いろんな面での余裕の中での学習に取り組んでいけるというようなこともあります。また、先生方についても新たなものに取り組む、またこれは研修会などいろいろなものも必要だというような全国の校長会ですとか、そういった関係の団体の代表者の談話なんかも条件整備が先にありきだよというようなことも出ておりますし、予算の拡充も当然これは取り入れなければならない、取り組めない内容だというような話も出ておりました。これは、教育委員会と、それから町長部局とこれからのいろいろ検討する内容でもありますし、詰めていく内容でもございますので、こういった早目早目の対応をしながら、いろんな形で余裕を持った学校生活が送れるという方法をぜひ前向きに取り組んでいただきたい、そのように考えております。

それから、2番目につきましては、全体的に企画のほうから総合的な、総体的な交通システムを今検討している途中経過の話も聞いておりますが、これも早急にいい方法を見出すべきのように思いますし、これにつきましてはやはり今現在車に乗っておられる、これは教育委員会とちょっと離れるかもしれませんが、今車を運転できても3年後車を運転できない方も出てくるかもしれないのです。ですから、常に見直さないと現状に合った交通システムというのが難しいように思います。これは、だから慎重にいろんな多方面での検討が必要になってきますし、ことしから一部取り組んでおりますが、これも早目の確立をぜひお願いしたいと思います。

3番目の奨学金についても町長部局といろいろ詰め合わせながら、今後の政策として差し支えなければ町長からももし考え方があればお伺いをしておきたいなど、そのように思います。

以上申し述べて、3回目といたします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは、3回目のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

1点目の関係でございますが、新しい学習指導要領、前倒し、移行措置と、こう言うのですが、その新しくふえる場合は削除になるものもございます。例えば小学校の英語が今度5年生、6年生、1年間35時間入るのですが、それは現在あります総合的な学習の時間、年間105時間の中から35時間を抜いて、それを英語活動に充てるというようになってございます。ただ、議員おっしゃりますように、1週間1時間程度、1年生から6年生までほぼ1時間程度ふえるということは間違いのない実態にございます。中学校も全く同じような状態です。そんな中で先ほどちょっと申しおくれたのですが、専門教科の先生というのもことし置いております。ことしは理科の先生を、教務主任を理科にしてやっているのです。それは、高学年の理科の授業は全部その先生が教えるという中学校に近い、専科制に近いような形でもやっております。ですから、大きな学年になったときはそういう専科制のよさも生かしていける、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひますし、研修につきましてはこの後先生方とも詰めてまいります。昨年度から教育委員会、校長会、先生方と一緒に大空町学校教育研修会というのを夏休みに入って実施しております。ことしも新しい学習指導要領にかかわる研修会を実施しますということで今計画してございます。地元において、外から講師を呼んできてそういう新しい教育の動きに対しての研修もするというような体制もとってございます。総体的に予算等の拡充の必要性も出てくる面も、例えば武道等については予想されますが、それらについても町長部局との十分協議をしながら対応してまいりたい、このように思っております。

それから、高等学校の通学関係ですが、今議員も指摘されましたように、企画のほうで運行しています循環バス、その時間差をうまく使いながら、それは可能かどうかということもこの後検討の一つに上がってこようかなというふうに予想をするところでございます。

奨学金については、教育委員会だけでなく町長部局との関係も非常に強いことでございますので、私のほうからはそうした検討協議の場の中でそういうことが可能であればということをお答えをさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろと答弁をいただきました。いずれにしても、行政としていい学習環境を整えてあげるということを最前提にいろいろこれから取り組んでいきたい、そのように申し上げて質問を終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 はい。承りましたご意見等をもとにそうした方向でスタンスを失わないように頑張ってまいりたいと、このように思ひますので、ご指導いただきたいと思ひます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了いたします。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 6月定例会に際しまして、2点ほど通告をさせていただいております。一般質問に直ちに入る前に、先ほど同僚議員からもお話がございましたように、降ひょうによる農業災害が深刻な状況になっていることにお見舞いを申し上げたいと、このように考えている次第であります。職員の皆さんもその調査に鋭意努力をされているということでございます。農業災害だけでなく、若干触れられておりましたけれども、他の民間その他施設の農業災害以外の事故も生まれているということをつけ加えておきたいと、このように思う次第であります。

私は、今回地球温暖化対策と循環型社会について、2点目として公共施設の維持管理と更新についてということで通告をさせていただいております。この間新聞報道によりますと、6月14日、昨日でありますけれども、この何日間に非常に地球温暖化についての記事が洞爺湖サミットが近いということもあって出ております。6月14日の道新においては、サミットの森美幌で始動と、CO₂排出分植林で相殺と、東京の大学NPOと協定、町有地に667本と、このような記事でありますとか、同日の低炭素地域道内から5件、環境省事業として選定事業が報道されております。廃食油循環モデル、あるいはバス・アンド・サイクル型観光、バイオディーゼル燃料活用等々です。それから、その前の日、6月13日におきましては帯広畜産大学のホエーからバイオ燃料など採択と、この記事の中で特徴的なのは牛のげっぷのメタンガスを減らす飼料添加物開発、北大、ほかに排雪作業で集まる雪を使う農産物貯蔵等々、ホエーからバイオ燃料など環境を意識した報道でございます。6月13日の読売の報道によりますと、高橋潤一さんという帯広畜産大学の教授によりますと、げっぷ対策待ったなしという内容で、従来我々としては一番自然に親しみ、自然と融和し、自然を根拠にして地域の極めて大事な産業である農業というのは環境に一番適応しているのではないかと思っ、一般的には理解されているわけですが、牛のげっぷに含まれるメタンは二酸化炭素の23倍、家畜のふん尿や化学肥料を使った畑から出る亜酸化窒素は296倍の温室効果がある等々、高橋さんの言によれば、農業に影響があるから余りそういうことは言わないようにしようというような傾向があるのではないかと、そんなことはなく、タブーなくきちっと議論をして改めて農業のあり方ということも考えたらどうかというような趣旨の発言等々、12日においては道新においてサミットと北海道、環境大合唱の陰でということとサミットに向かったの記事が載っているということでございます。

そのことを前提にした上で地球温暖化対策の循環型社会についてでありますけれども、私が通告要旨で法律に基づく市町村実行計画は以前にも指摘したが、現在策定されたのか、こういう趣旨の通告をいたしました。甚だ不親切な内容でありましたので、私の考えとしてつけ加えておきたいのでありますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律ができて平成10年から始まっているわけでありまして、18年の6月7日に最終改正というようなことでございます。その際第2条の3項の温室効果ガスの定義だとか、あるいは第4条の地方公共団体の責務だとか、第8条の京都議定書目標達成報告についての規定だとか、あるいは第20条の国及び地方公共団体の施策についてとか、そして市町村実行計画、地方公共団体の実行計画なのでありますけれども、このことについては第21条で地方公共団体の実行計画等に関するものとして規定されているようであります。私が何を申し上げたいかといいますと、市町村実行計画がともすれば地域の中における一事業所としての意味で実行計画が策定されるという傾向がありまして、そのことについては当町の実行計画についてもそうなのでありますけれども、そういう中身の中で市民と企業と三者一体となった協働の行為というものがなされなければいけない性質のものを、法律が若干そういうことなものですから、それに敷衍すればこのような市町村実行計画でいいという形で策定されているようであります。それについて若干問題意識と疑義がありますので、ご答弁をいただきたいと、こういうことでございます。

それから、1の2といたしまして、東藻琴村時におきましてバイオマスタウン構想というものを制定しております。合併の前の17年だったと思うのですが、インターネットで検索いたしますと、バイオマスタウン構想を公表した136市町村という中に、これは2008年の3月現在になりますけれども、旧東藻琴村、現在大空町と、こういうふうに書かれております。そういうことでこれまでの経緯は経緯として、大空町に現在引き継がれている計画、構想なのかということをお聞かせ願いたいと、このように考えている次第であります。

以上1、2をあわせて今後の環境対策と循環型社会のあり方について基本的な考えをお聞かせを願いたいと、このように考えている次第であります。

大きな2点目の公共施設の維持管理と更新についてであります。これにつきましては老朽化、備品、機器類も含め対策をどう進めるか基本的な考えを伺いたい。このように申し上げたのは、ゲートボールセンターの事故や飾り壁の老朽化の問題、あるいは給食センター等々の問題等々でいろんな形で委員会の審議においてもそうですが、臨時会においてもそれぞれいろいろとお聞かせを願っているわけでありまして、改めて定例会ということで町長のお考えを、あるいは教育長のお考えもあわせて、その考え方についてどう考えているのかということをお聞かせ願いたいのであります。

それから、施設の有害物質に対する危機管理と処理はどう進めるのか。専らPCBとアスベストを中心にしてお聞かせを願いたいのであります。一番率先垂範しなければいけない行政の内部というか、行政が直轄している施設の中に、あるいは業務委託ないし指定管理に今出しているという経過もあるわけでありまして、そういう有毒物質の取り扱い、危機管理についてはどのように行って処理をどう進めていくのかということについてお聞かせを願いたいと思っております。

その3といたしまして、施設の関連がございますので、指定管理及び業務委託の関係者との協議はしたがってどうなっているのかということであります。それで、私といたしましては、場当たりの突発的な問題が起きたときに修繕、突発というよりは予測できるというふうに私は考えておりますが、予測できるにもかかわらず予算措置が十分されないまま施設の管理といいますか、小破修繕のようなレベルは別といたしまして、かなり深刻なものが含まれてございますので、この更新について計画的に行う考え方についてお伺いをさせていただきたいと、このように思っている次第であります。

以上、それぞれ総合計画、過疎計画含めてきちっと十分な明快な位置づけというのが余りないにも思われますので、町長と教育長のご答弁をいただきたいと思います。1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えしたいと思いますけれども、今回のご質問の内容、非常に広範囲なところでのご質問ということで十分的を射た答弁になるかどうか不安でありますけれども、答弁を申し上げていきたいと思っておりますので、不十分な点につきましては後ほどのまたご質問等でお聞きをいただければと、そのように思うところであります。

市町村における実行計画、地球温暖化防止のための実行計画、これにつきましては本年の1月に策定をして住民公表、住民に対して広報等で周知をし、また議会の議員の皆さんにもその計画書等について配付をしたところであります。18年度を基準といたしまして、20年度から24年度までの5カ年間で町としていろいろな事業活動を行っている中の二酸化炭素換算排出量を6%削減をするということで目標にしております。しかしながら、これにつきましては議員がご指摘のとおり市町村の事業活動というところの域を抜けていないものでございます。そういった中でこれでは地球規模としての地球温暖化の防止対策というところがまだまだ不十分だということで、この3月の定例会の中でも太陽光発電等に係る一般質問のご答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、町民の皆さん方や、また企業活動などをされているそういった方々における協力も不可欠であると。そういう中におきましては、町民の皆さんがどういう形でこういった温暖化防止に対して取り組んでいったら良いのか、そういう指針的なものをこの年度中に作成をして皆さんにお諮りをしたいと、そのように考えているところでございます。現在、20年度においてこの行動指針というものを策定中でございます。そういう中で町民の皆さん方、また企業活動をされている方々にご協力を賜りたいと、そのように考えているところであります。

そういった企業活動といいましょうか、事業活動といいましょうか、そういう中の一つとして農業があるわけでありましてけれども、旧東藻琴村時代においてバイオマスタウン構想というものを策定をいたしました。これは、17年の1月に策定をし、18年の2月に国から公表され、私の考えではこれは新町に引き継がれていると、そのように認識をしております。さまざまな環境問題への取り組みを具体的に実現して

いこうと。構想の内容は、農業の中における堆肥ですとか敷料等、そういったもののバイオマスの活用、さらには農産物の残渣物を加えた高品質な堆肥の生産や利用、そして消費者の方々の安全や安心に対するニーズに即したクリーン農業に取り組もうと。そういうものを通じて地域のブランドを確立し、ひいては担い手の育成や地域活性化を目指したいというものでございます。具体的な事業といたしまして、平成18年度に旧東藻琴村農協が事業主体となりまして堆肥化施設の新設整備を行っているところであります。この設備を設置しましてから自己完結型ということだけではなくて、地域として耕畜連携による地域の循環型農業への取り組みというものを進めていこうということになってございます。現在のバイオマスタウン構想、いろいろなものが検討といいますか、該当になりますけれども、家畜の排せつ物のほかにも先ほど言いました食品の廃棄物、また木くずや有機性の汚泥など、そういったものも対象になるというふうに考えてございます。北海道では、17年の3月に北海道循環型社会推進基本計画というものをつくっておりますし、また大空町の総合計画の中においても農林漁業の振興の中で土づくり対策の推進ですとか、堆肥の利用拡大を推進するというような表現になってございます。こういう中でこの環境と共生をしていく農業のあり方、バイオマスタウン構想というものが引き続き踏襲されてきていると、そのように私は考えてございます。

その環境共生型社会というのでしょうか、循環型社会というのでしょうか、私はとらえる面といいましょうか、取り組んでいく方向性として2つあるのではないかと。それは、先ほど言いました企業活動ですとか事業活動、そういう生産の現場、産業や経済の現場のところでいかにその生産過程、工程を見直して地球温暖化の温室効果ガスを抑制していくか、そういう生産の段階での見直しというものが1点ありますし、またそれを今度は消費する側の私たちの生活の側、消費の現場の中で新しいエネルギーを使うですとか、またいろいろな啓発活動を進めて節約をしていく、節減をしていく、さらには生活そのもののサイクルといいましょうか、質、そういったものを改善をしてそういう温室効果ガスというものを抑制していくということも一方では必要ではないかと。先ほど申しました町民行動計画等については、この生活の見直し等が中心になってくるのではないかと、現在そのように考えてございます。ただ、私自身、いろいろなことが新聞、テレビ等々で報道されておりますけれども、正直申し上げて、どの行動がそういったものの抑制につながっていくのか、十分自信はないわけでありましてけれども、報道されていること、少なからず偽りではないと。そのような中でいろいろなものをできるところから取り組んでいける、そういう取り組みを町民の方々にお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1点目の地球温暖化対策と循環型については、以上ご答弁とさせていただきます。

続きまして、公共施設の維持管理と更新についてということでございます。老朽化した施設、備品、設備、いろいろなものがありますけれども、どのように対処していくかということで、まず現状でありますけれども、施設の小規模な修繕等につきましてはその科目、科目において年度当初、例えば自動車修繕ですとか、施設の小破修繕、重機、備品修繕というようなもので概算で予算をつけてございます。しかし、規模の大きな修繕や備品の更新といったものは概算というわけにはまいりませんので、担当

課からその必要性に応じて参考見積りを徴した上で予算要求がございますので、その中で人的被害の可能性ですとか緊急度を勘案をして、当初予算にできるものについては予算づけをさせていただいているところでもあります。そういった物品、建物もそうでありますけれども、耐用年数というものが通常言われております。本来ですと、その耐用年数を経過した場合については、老朽化して、更新のことを十分考えをめぐらせて対処しなければならないということでもありますけれども、本町の場合耐用年数を経過したということのみをもって備品を更新するということは現在至っていないところでございます。耐用年数を経過したというものの等々についても、実際の利用時間ですとか、利用の状態、またその後の手を加えた整備の状況等、そういうものも勘案をしなければなりませんし、日常点検と、さらには専門業者に委託しております保守点検等、その状況を見ながらできるだけ長く使えるように努めていきたいという考え方を持っております。施設等々の目的や利用頻度、安全性、そういったものを勘案をしながら備品や設備の更新を今後とも実施をしまいたいと思います。

しかしながら、議員がご指摘のとおり、私どもが予測し得なかった、議員からいうとある程度予測できたのではないかというご指摘もございましたけれども、具体的な例を言いますと給食センターのボイラー施設等々、こういったものについて私どもの予期しない部分で発生する場合があります。そういった場合については、人命ですとか、そういう安全性、また町民の皆さんの生活にどのように影響を及ぼすか、それを最小限に食いとめるような形で順次対応していきたいと、そんなふうに考えてございます。正直、財源が潤沢にあるならば、理想的な更新年次でもって計画的に整備、更新というものを進めていけば一番いいと、そのように考えておりますけれども、限られた財源の中どのようにやりくりをしていくかということでもありますので、そのことについては十分先ほど言った点、いろいろな視点から物を見て、そして優先順位の高いものから順次整備していきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、安全対策としてのPCBであります。これについては、少し数字も報告をさせていただきますと思います。平成15年に日本電機工業会から、平成元年以前に製造された変圧器等の一部から微量のPCBが検出されたというようなことで、これらの使用を中止するとき、また保管に切りかわった場合、PCB含有の検査を実施し、そしてその状況によって適切な保管が義務づけられました。その含有の量でありますけれども、1キログラム当たり0.5ミリグラム以上のものというような水準だそうでございます。それで、検査をいたしましたところ、本町には39の施設のうち18の施設が平成元年以前に製造されたその絶縁油を使用した変圧器ですとかコンデンサー等を有する施設だということが判明をいたしております。その中でその変圧器等でありますけれども、48個あることが確認をされました。それは、高圧コンデンサー10台、それから変圧器32台、遮断器1台、計43台、これがそのうちPCBが含有されているかどうかということについて、現在使用中ということもあり、まだ未確認の状況であります。そのほか5台については取り外しをし、PCBの含有について調査をいたしましたところ、4台がPCB含有、1台が含まれていないというような状況でありました。その4台につきましては、現在蛍光灯安定器等電気機器、これら

もPCBの対象となっております。こちらは、確認いたしましたところ464基ございましたので、その464基と先ほどの含有されていた4台あわせて現在女満別地区の一般廃棄物処理場の旧施設のところに適切に保管をさせていただいているところであります。含有がなかった1台については、処分をさせていただいたということで、現在43が未確認の状態でございます。

これらを処分する方法でありますけれども、北海道は平成26年までの処理計画というものを立てまして、網走支庁管内におけるそういった含有物の処理については平成24年度に処理をするというふうにしてございます。それでありまして、私どもといたしましては平成21年度中までに未確認であったその43台について調査を実施したいというふうに考えてございます。そして、その調査の内容によって22年から23年、もしくは24年までの間に対応方針と具体的な対応を講じたい、そして24年、網走管内の処理の順番が回ってまいりましたら、関係するものについては24年度処理をしたいというふうに考えてございます。ただ、先ほど言いました蛍光灯安定器等電気機器については、北海道内では処分ができないというような報告とまいりましょうか、連絡を受けてございます。これについては、北海道としてどのような対応ができるか未定でありますので、それについては当分の間先ほど言った施設等に保管をしながら、北海道としての対応に連動して処理をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、アスベストというものについても国のほうから除去、また囲い込み等の情報が参りました。これについては、従来1%未満であればオーケーということでありましたが、その基準が0.1%未満に引き下げられました。私どもは、旧両町村とも平成17年度までに1%未満という基準をもとに各公共施設を分析したところでありますけれども、それ以降基準が下がったと、さらには本来日本国内では出回っていないと言われていた3種類のアスベストの使用というものが発見されたので、そのことについても確認をするようにという内容の指導が入ってまいりました。そういったこと等を勘案をして現在の公共施設を調査いたしましたところ、現在調査が必要な公共施設が8施設ございます。これは、大空町役場、そして一般廃棄物処分場前処理施設、女満別除雪センター、東藻琴総合支所、大空消防署、東藻琴出張所、東藻琴除雪センター、女満別中学校、女満別ゲートボールセンターの8カ所でございます。いずれも17年までの調査の中で1%未満が確認されていたり、また囲い込みの対応、また除去の対応をしたものでございますけれども、基準が下がった、さらには先ほど言いましたように新しいアスベストの製品も出てきたということで、これらの施設について今後対応していかなければならないことになってございます。しかしながら、再分析の調査の方法、これは国が法律等で示すこととされておりますけれども、まだその内容が詳細に示されておられません。その調査方法が示され次第、分析調査、さらにその後の内容によって適切な改善措置をとっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、施設の管理等々でありますけれども、施設の管理等については町が所有者でありまして、それを指定管理者の方に例えば協定を行って管理をお願いをしたり、また業務委託契約というような形で管理をお願いするというようなことになってござい

ます。今回町自身がというより、町自身、また指定管理者以外の方から危険箇所が発見されるという事案が発生いたしました。その管理体制や連絡体制が不十分であったということで、この場を借りておわびを申し上げたいと思います。今回3月に発見された事例もございましたので、4月には各課懇談の際に各課に対して全施設について所有者として、町として、今後そういうことがないように全体的に見直すようにと指示をしたところでありますけれども、まだまだ不十分ということで反省をしているところであります。今後その指定管理者や業務委託を受けた方々と町との関係でありますけれども、当然日常的な小破の修繕等については確かに指定管理者等に予算をつけてお願いをしている部分もありますけれども、あくまでも所有者は町でありますし、大規模な修繕、将来の利用計画ということを考えれば、その中で町としてその施設をどのように今後対処していくのかということについては十分考えなければならない。そういう将来の利用ですとか、そういうものを考えたときには町の責任というものは指定管理者においても消えることはない、私はそのように考えておりますので、今後とも指定管理者と十分な協議を行い、またその対応等の役割分担をはっきりとさせながら、日ごろから連携をして速やかな対処に心がけていきたいと。こうやって口で言いましてなかなか実践ができていないということではありますけれども、繰り返しそういうことを確認をし合いながら今後も対処していきたいと、そのように思っております。

施設の計画的な更新というのでしょうか、というようなことについてもご質問をいただきました。従来といいましょうか、古い時代においては潤沢な財政状況の中で新築や建てかえというのが一般的だったかと思っておりますけれども、今の時代いかに長期的な視野に立って経済的なコストで住民の皆さんにいろいろなサービスが提供できるかということを視点におきながら施設というのは運営していかなければならないと、そのように考えてございます。そういった中においては、合併した市町村ではありますので、場合によっては施設の統廃合ということもあるのかもしれません。また、余剰施設の利活用という視点も大切であります。その中で建物等でありましたら、長寿命化を一つの目標として今後も対応していきたいというふうに考えてございます。財源的な課題はもちろんありますけれども、住民の皆さんへのサービスの提供ですとか、安全性の確保というようなこともございます。できるだけ計画的な改修に努めてまいりたいと。そういった意味で総合計画等々にこういった改修計画というものを随時盛り込みながら、そして進めていきたいというふうに考えてございます。具体的な手法でありますけれども、平成19年度に公共施設管理運営計画概要調書、これは役場の内部での調査物でありますけれども、企画課が中心となって施設の概要や管理方法、利用状況、課題、評価、今後の整備計画というものを担当課から事情聴取をしたものがございます。これは、主に概要の域を抜けておりませんし、総合計画の議論のためのたたき台として内部議論もまだまだ十分でない中で取りまとめております。今後は、こういった内容のものを詳細に確認をしながら内部調整をして、そして総合計画の実施計画の中に優先順位を決めながら盛り込んでいく、そして議会での議論や住民の皆さんの議論をいただいて実施をしていくということに努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

全部十分なお答えになっているかどうか、ちょっと自信がございませんけれども、とりあえず1回目のご答弁とさせていただきますので、また2回目以降ご質問等をいただければと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 暑い方は、上着を脱いでよろしいです。
教育長。

◇教 育 長 小島議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

ほとんどの部分について町長のほうでご答弁をいただいたと、このように思っていますが、教育委員会に関係するところにつきまして、そこをご答弁をさせていただきたいと思います。

前段、議員の最初の質問の中にも教育委員会の施設等にかかわる事故と修繕等についてご指摘がありました。そういう意味では、委員会のほうで管理をしています社会教育あるいは学校教育関係の施設につきましては、老朽化をしているものが多いということは事実でございまして、それらについて総合計画の中に盛り込まれていないものもございますので、今年度策定をいたします大空町教育推進計画の策定の中では、今町長が答弁されたような町全体の整備改修計画等を踏まえながら全町的な中で検討させていただきたいと、このように考えております。そこで、こうした事故等、改修等が続いたということもございまして、この後教育委員さん方、それから社会教育委員さん方、それぞれ分かれて管轄をしております施設等について視察をするということになってございますので、申し上げたいと思います。

それから、3点目の指定管理者関係のことでありますが、これにつきましても施設との関係、絡みの中でいろいろ問題が発生していたということでご指摘のとおりでございます。今後指定管理者と定期的にそうした協議の場を設ける中でこうしたことが起きないような十分な手だてをとっていききたいと、その際町民の方々に不便、あるいは安心、安全を脅かすということのないような方向で取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、関係するところのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 ここで昼食のため休憩したいと思います。
再開は午後1時から。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
小島議員の一般質問を続けます。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ町長さんからご答弁をいただきました。１点目の中身から進めさせてもらいたいと思いますけれども、市町村実行計画、私の意味も理解していただいた上で町民の行動指針を現在作成中だと、こういうお話でございました。言うならば、エコオフィスの地域の中における一番大きな事業所なのでしょうけれども、そういうものとしての責任を果たすという２１条の規定に基づいた、温暖化対策推進法の２１条の根拠でのお話をされたわけでありまして、それでもなおかつ足りないものがあると。行動指針を現在作成中だということは、それを意味しているのだらうと思います。私は、方向性は同じなのですが、市町村実行計画、このものの行動指針よりも一歩進んでこれまでのエコオフィスの判断から、どちらかというと節約型のちょっと暗い感じのする電気を消そうとかそういうことから、ある意味ではポジティブな地球温暖化対策を積極的に、ポジティブに進めるのだと、そういう発想の転換をしなければいけないと思うのでありますけれども、そのためにはまず事業所と言われている大空町役場の庁舎関連施設の中身の数字をきちっと整理しておかなければいけないと私は思うのです。

今説明によると、各施設の車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出していると、こういうご答弁であったかと思います。これは、言うなら、ちょっと失礼なのですが、言葉が過ぎるかもしれませんが、机上での数字を換算していく作業であります。私は、もしそうだとすれば一番問題点は、例えばそういう温室効果ガスというのは法律の第２条の３項にあって、二酸化炭素に還元するということばかりでなくて、それは前提としてメタンだとか一酸化二窒素だとか、それぞれいろいろあります。６品目あるわけでありまして、例えば私どもの施設の中に最終処分場があります。埋め立て処分の中ではメタンが発生することは、これは自明の理でありますので、このことが恐らく算定根拠に入っていない。あるいは牧野、そこに飼養している牛もいると思いますし、あるいはそれを利用する生き物も存在してあって、そのふん尿その他からも出るという計算の算式も当然考えておかなければいけないのではないかと。小さいことのようにありますが、そういうことを総合的に判断することが必要だと。まず、みずからの事業所の中身を、事務事業の中身を洗って出すというときには足元をきちっと確認をしていただかなければいけないのではないかと、こういうことを２回目として申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、バイオマス構想の件でありますけれども、これは東藻琴村時代に取り組んだということでございますし、答弁も引き継がれていると、こういうお話もございました。したがって、東藻琴村農協からオホーツク農協へという形に移行したわけでありまして、その際にあった東藻琴村の産業廃棄物適正処理対策協議会で、これが主体になっているわけでありまして、これが現在機能していないというふうに推測いたしますし、改編が必要だというふうに思っているところであります。したがって、その観点からどのようにお考えになっているかということ再度お聞きしてから、もう一度私の提言も含めて申し上げたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 実行計画の作成に当たっては、足元を十分に確認すると、現況を把握しなければならないということをご質問としていただきました。それをもとに通常の燃料換算というようなことでつくったわけでありすけれども、さらにそういったものの詳細といいましょうか、深度というのでしょうか、そういうものを深めて分析をして合わせていきたいというふうに思います。そのときには、節約といっても限りもありますので、片方で切りかえるとか、別な手法によって化石燃料の変更をしていくということも当然実行計画の中には考えられるのではないかと、そのように思っておりますので、そういう手法も使いながら、まずは町としての実行計画、それをまず達成するということを前提に行っていきたいというふうに思います。

また、農協の関係のご質問もいただきました。この2月に合併をしてすべてのものが新しい農協の中で、また行政との関係の中でスムーズに移行されているかということ、まだまだ課題も多うございます。今回ご提案もいただきましたので、今後こういったものもどうやって取り組んでいくかということについては協議を進めたいと思います。

私が思いますのは、市町村単位で物事は進んでいる部分もありますけれども、この地球温暖化防止対策というのは国全体、また大きな地域をもって皆が同じ意識でもって取り組むことが大切であろうと、そんなふうに思うところでもありますので、ぜひとも物によっては広域的な取り組みもよしとしながら取り組んでいきたいと、そのように考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、実行計画の中においては事業所の中の庁舎だけが念頭にあるのではなくて、事務事業というふうにいえば、直接仕事をしている分野のところの問題になってきますので、補助金ということを行っているのではないですよ。牧野だとか最終処分場は、委託関係だとかその他いろいろありますけれども、そこは基本的な考え方としては事務事業だと私は理解しているのでありますけれども、そういう意味でそこで出るものを燃料だとか電気代だけで積算して出してくるような数字だけでないものがあるのではないかということを申し上げただけなのです。ですから、そこに注意を払って実行計画の基礎データというものをつくっていただきたいということを、こういうことについては私の要請でございますので、今現在で不十分な部分についてはそこをしっかりとやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

なおかつ、続けてでありますけれども、こういう行動指針は非常に大切なのであります。考え方としても基本方向は同じなのでありますけれども、進んでいるところは環境基本計画、ローカルアジェンダだとか、環境マネジメントのISOの14001と言ったらいいのですか、あるいは新エネルギーだとか、いろんな計画物をもって進めているわけですよ、先進的な自治体は。したがって、そういう考え方でひとつ推し進めていただけないものかと。むしろ提言ですけれども、足らざるところを補いつつきちっと進めていくと、つまり温暖化に対する環境対策全般にわたってもうちょっと腰を据えて取り組んでいただけないのかという提言をさせていただきたいと思います。

バイオマスに関しては、合併後いろいろとあるから、まだよくわからないということではないのでしょうか、いろいろまだ時間が短いのでという趣旨なのでしょう。したがって、今後のあり方については、大空町のバイオマス構想にふさわしいようにひとつお考えを願いたいというふうに思うわけです。東藻琴の先駆的取り組みを含めた、地域を限定せず大空町全域にわたってバイオマス構想を進めるようにひとつお考えをいただきたいというふうに思いますし、今後の環境対策、循環社会のあり方についてもできるところからやっていきたいという最初の答弁もありましたけれども、いろいろとこれまでも指摘してございます、同僚議員も言っていたようなことも含めて、太陽光発電だとか木質バイオマス等々のペレットストーブという格好で一度聞きたいきさつもございますけれども、そういう総合的な判断の上に立って循環型社会のあり方についてひとつお考えを願ってお進めを願いたいということを申し上げておきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 1点目でありますけれども、実行計画の中ではいろいろな要素がということで、それは私どもも十分承知している部分もございますけれども、ただ事務段階で道の説明などを受けたときに、そういったものの温室効果ガスの換算方式というものがなかなか具体的な数値として示されなかったということで、数値的にはその中には入れなかった経過がございます。ただ、言われている趣旨のことはもっともで、いろいろな、極端に言うとな人間活動そのものが、人間が生存していることそのものが例えば二酸化炭素の排出につながる部分もありますので、極論を言えば職員数もどうするかというような議論だってなくはないのではないかと思います。ただ、数値的に数値が出てこないということでもありますので、実行していく段階では具体的な数字の積み上げのところにはそういうものは出てこないかもしれませんが、実際の取り組みの事例としてはそういうことも考えながら取り組んでいく必要があるだろうと、そのように考えております。

また、腰を据えてということでもありますけれども、先ほどもちょっと1回目の答弁のときにお話をさせていただきましたけれども、4月に各課いろいろな課題の整理をする懇談を行っておりますけれども、その中の項目の一つとして、これは各課共通の項目として地球温暖化の防止ということが今この社会の中で求められていると。ですから、行動計画に限らず、今私どもがやっている事務事業、いろいろな意味でどういところでそういうものの削減が可能かどうかと。一人一人の提案と、さらにはその実行ということでこれを達成していかなければならないと、そういうふうに考えております。そのための例えば町民の行動指針、それに誘導していくための施策というようなものも必要だということで、一過性、ブームだけに終わらすことなく、これについては将来にわたっての長い取り組みが必要になるだろうと思いますので、しっかりとそういうもの一つ一つ計画をし、実行するということで取り進めてまいりたいと思います。

また、東藻琴地域でつくったバイオマスタウン構想ではありますけれども、先ほど

言いましたように、これは大空町に引き継がれているということでありますので、大空町全域として例えば耕種が中心の地域と、そして畜種が中心の地域などもあります。そのところがどのように今後連携をしていくかというようなことを含めて、全町で取り組みができるようにこの考え方を踏襲してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 最終的に申し上げたいのは、行動指針よりは地域推進計画という形で同じことになるのではないかと、中身は同じだと思うのですが、先進自治体はそうのように取り組んできているのです。ですから、先ほど申し上げた環境基本計画もそうですし、環境マネジメントもそうですし、新エネルギービジョン、省エネルギービジョン等々、総合的に勘案をして進めるということを再度申し上げておきたいと思います。

いろいろと各課においても連携よろしくやっているのだという町長の答弁ございましたけれども、例えばの事例ですけれども、NEDOと言ったほうがいいのですが、技術開発機構、地域新エネルギー導入促進事業、地産地消型社会システム枠の公募についてなんていうのは当然情報としては入っているかと思います。これについては、締め切り日が7月8日でございます。迫っております。いろんな4月中にもう既に締め切りが終わったものも存在しています。何を申し上げたいかというと、いち早く取り組んでうまくいかなかった場合は、公募の形態をとっておりますので、無理なものは無理だと思いますが、そういう対策等々も単に意識づけの問題として各課連携を呼びかけていますよではなくて、具体的な我が町が求める方向性が見えるものであれば、積極的にそういうものについても応募していくという政策的判断が必要になっているのではないかと、このことを1番目の地球温暖化対策と循環型社会についてということについての最後の質問にして、お答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 言葉の中で行動指針がいいのか、推進計画がいいのかと。ただ、3月の議会の折にも、言葉の使い方ではないのですが、町として先ほど言った数値として燃料がどの程度節約されて、そのことによって二酸化炭素等の温室効果ガスがどのくらい減ったかということは机上で計算できる仕組みになっておりますけれども、それ以外のものはなかなか難しいと今申し上げました。さらに、町民の方々に協力を呼びかけるという形にしても、実際にそれを十分数値として把握ができるかというところは正直言ってなかなか難しいなという考え方を持っておりました。そういうような意味で町民の方々の行動規範というような形が良いのかなというようなことから、現在是指針という形で進んでおりますけれども、今後その内部の調整等々踏まえながら、どのような名称でどのような形で町民の皆さんにお示しをし、協力を呼びかけていくかという形については今後また詳細詰めてまいりたいと思いますので、また折に触れご提言をいただければと思います。

また、NEDO等のいろいろな補助事業、これには風力や地熱やバイオマスや太陽

光等々いろいろあります。先ほど言いましたように、単純に今の市町村行動計画は節約型にしかありませんので、新しい新エネルギーに乗せかえるというようなところの具体的な発想まではいっていません。ただ、根幹は、いかにして減らすかというのは節約だけでは限りがありますので、そういうようなことも当然考えていかなければならない。言いわけになってしまいますけれども、まだ十分その域に内部検討が進んでいないということで今回手を挙げませんでしたけれども、過去に風力等について風況調査などを実施したことがございました。その節には、この地域では風力ではなかなか十分な活用が得られないというような報告をいただいた経過もあります。そういう意味では、いろいろなエネルギーがありますので、今後いろいろな公共施設等々整備する際いろんな手だてを考えたり、また町民の方にご協力いただくためにはどのような補助制度などで誘導していくかということも含めて検討したいと思えますし、そういう情報をいち早くキャッチをして内部調整を進めていけるように努力をしたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いをいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 1問目は、それで答弁を了としつつ、今後の課題として積極的に進めることをお願いしつつ、2問目に移りたいと、このように思います。

2問目は、公共施設の維持管理と更新についてでございます。それぞれご答弁をいただきました。継続的に総合計画に取り入れていない傾向もあるけれども、教育長の答弁でしたか、今後は検討していきたいというような趣旨もございましたし、それぞれ公共施設の維持管理というのは大変なことでございまして、住民サービスに直結をしているというようなことで老朽化に伴うものについては非常に危険な事態も起きてくるわけですから、その辺を勘案して進めていくということで積極的に進めていくことをもう一度お願いをしておきたいと思えますし、それが第1点であります。

第2点は、施設の有害物質に対する危機管理と。これについてもPCB、それからアスベストも従来のそれぞれ規定にないもの、あるいは基準値が変更になったりとか等々の問題が出てきているようであります。したがって、こういう趣旨の有毒物質の取り扱いについては、住民に対しても率先してきちっとした対応をしなければいけないと同時に、先ほども申し上げたように、住民サービスの拠点である公共施設においてそういう問題が起きるわけですから、ともすると3種類しかないというふうに言われた例えばアスベストについては、先ほどお話があったようにトレモライト、答弁にもありましたようにアンソフィライト、アクチノライトなどの3種類のアスベストが区立保育園で見つかったというのがことしの1月5日の読売新聞でも出ておりますし、1月30日には民間の建物にも高い発がん性のこれまでないとされていた3種類、さらにはひる石というバーミキュライトについてもアスベストが混入している疑いがあるというのは別な雑誌に出ているというようなこともありまして、今現在厚生労働省も含めて基準とその他についてなかなか明示していないから、基礎的自治体のほうでは非常に対応に苦慮するということなのでありますけれども、調査はきちっ

と、現況把握をきちっとやっていただきたいということをもう一度申し上げたいと思いますし、トランスの問題について先ほど答弁、変圧器等々積極的にやっている姿がほの見えてきているわけですが、この答弁のとおり、やはり積極的に予算づけもしてできるだけ早期に取り組んでいただきたいというふうに思います。

総じてこのことについては、P C B、アスベストそれぞれ今までは良いとなったものが悪くなったり、あるいは改善改修しているところにあっても、例えばゲートボールセンター、アスベストの工事が女満別町時代にあって大規模改善改修やりましたけれども、しかる後に、その改善改修の後に天井材その他をやったものが今の現時点でたどれば、やはり答弁にも一部触れていたかと思いますけれども、問題ある可能性が極めて高くなっているということでもありますから、国のほうの問題であるというふうに言えばそれまでのことなのですが、やはりあなた任せにしないで積極的に公共団体としての役割として、住民の健康と安全を預かっている立場からいってもそこをしっかりとお進め願いたいということを申し上げておきたいと思います。

まず、それについての1回目はこれで終えたいと思いますが、よろしくご答弁をお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 施設等々については、事が起きてからということではなくて、それを事前に把握できるように十分調査をしながら、その修繕、更新等々、利用形態も含めて考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

危機管理等については、アスベスト等についてもP C Bについてももともとは国が認可をした材料をもって施工したものが今になって健康に害があると。さらに、その水準、基準についても1%から0.1%に下がる。正直言って翻弄されているのが私ども末端の直接住民の方々にサービスを提供している市町村などでありますけれども、国が示すそういったものを信じながら、その指導に基づいて的確に対処をしていきたい。時期もおくれることなく対処をしていくということをこの場でお約束をしたいと思いますし、また調査については私どもだけでは判断できない部分もありますけれども、いろいろな可能性を考えて疑惑が、疑問が払拭できるような、そういう中で対処していきたいというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 時間もあと6分ぐらいでございます。基本的には答弁のとおり一生懸命進めたいと思いますが、特に有毒物質の取り扱いは何度も執拗に申し上げて恐縮でありますけれども、ある程度予測をして進めないとなかなか難しいのです。国の出方を待っていただけではだめだということですから、その点についての担当者をきちっと置いてきちっと管理をして対応を、常に新しい情報をとっていくという姿勢をつくっていかないとなかなか後手後手になると。あるいは、そのことに伴う問題点を

含んだ公共施設の維持管理、あるいは更新時期の判断もおくれてしまうということになってございますので、やはりその観点からいってもアスベストについてもPCBについても同様でありますけれども、きょうこのことについて触れられていないことについては、例えばシーリング材だとか天井材、あるいは断熱材その他、それぞれアスベスト、それからPCB関連の資材というのはまだあるのです。恐らく建設課の担当のほうではある程度の情報は把握していると思いますけれども、そこをきちっと整理して対応していくということをやっていただかないと困るなということをもう一度申し上げ、さらに公共施設の今後のあり方についてはよく検討して進めたいということを申し上げておきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 PCB等につきましては、従来管財課が対応していたり、さまざまところご指摘もいただきながら、現在住民生活課、廃棄物の関係のところへ一元化して担当者を配置して、管理もその部署のところでいう形にさせていただきました。今後もその体制を維持しながら、情報が散漫にならないようにまとめてこの適切な管理等々、また処分等に当たっていきたいと思いますし、アスベスト等につきましては主に過去につくった、建設した当時の資材、さらには途中で改修した等の当時の資材と、いろいろなものにわたりますし、その施設を所管しているような担当課だけではわかり得ないところもありますので、これは建設課を中心にしてその情報が入ってまいりますので、その指導のもとに順次調査を進めていきたいというふうに思います。

具体的にアスベストの関係については、国のほうから最後どのような対応をするべきなのかというところがまだ示されておりませんので、それを受けて、その中で最良の方策で今後対応してまいりたいというふうに思いますので、またご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 維持管理を中心として申し上げてきたわけでありまして、最後の質問になりますけれども、これまでの施設を解体するときにこの有毒物質というのは飛散をしたり、管理上のときにも事故があったら問題が出てくるわけでありまして、新しく新規に予定されているような例えば小学校の事例なんかの場合含めて解体時期は非常に大きな問題点があると、私は出てくるというふうに予測を実はいたしております。したがって、何を申し上げたいかという、維持管理もそうではありますが、新規の更新のときについてもより注意深くやらなければいけないということを申し上げておきたいと思いますし、先ほど1問において地球温暖化防止実行計画のことも若干触れましたけれども、北見市の市役所の地球温暖化防止実行計画の中には今言った有毒物質の取り扱いについてまで書いている。戻って質問するつもりではありませんから、質問ではありませんけれども、こんなことで1と2が有機的につながっているのだということを最後に申し上げて、今後についてはそういうことの更新計画を含めて

きちっと整理をして、財政が厳しいからなかなかできないという最初の答弁もありましたけれども、住民のサービスと安全ということにかけて再度きちっと整理を進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 平成19年度は総額で5,000万円ほどになったかと思いますが、解体費の予算を計上させていただきました。病院の看護婦寄宿舍、さらには教職員住宅、火葬場、藻琴山温泉の芝桜公園の施設等々解体をさせていただきましたけれども、その折にもそういったものの含有があるかないか、そのことを念頭に置きながら進めてきたところであります。今後公共施設等の整備を進める上で部分の改修ですとか、場合によっては新築に伴う解体、さらには廃止に伴う解体等々出てくる可能性もございます。そういったときにも十分そういった点にも配慮してまいりたいと思います。

また、行動計画等々と有機的に結びつくということとなるほどなと改めて思ったところでもありますけれども、今回のテーマは非常に広くございましたので、どういうところに的を絞ってお答えをしていいかということで大変苦慮した部分もございます。ただ、いろいろな事業所活動、また行政の活動というのはすべてにおいて関連がなされているものだと改めて痛感をした部分もございます。今回の行動計画には十分でないところもありますけれども、一つの目標として、数値の目標として掲げさせていただきました。それらをもとに着実に実行することと、その根本の精神というものを大切にしているいろいろなとき折々にその考え方を引き継げるような、そんな取り組みで行政運営をしてまいりたいと、そのように思いますので、ご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1時33分

平成 2 0 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成20年 6 月17日
- ・ 開 会 平成20年 6 月17日
- ・ 閉 会 平成20年 6 月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	参事	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
女満別教育センター	所長	監査委員事務局長
女満別地区農業委員会 事務局	局長	東藻琴地区農業委員会 事務局
		局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、5番、森田暢明議員及び6番、松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は17名であります。
なお、平田議員より遅参する旨の届出があります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第43号

- ◇議 長 日程第2、議案第43号 物品の購入についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
田端学校管理課長。

- ◇学校管理課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第43号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第44号

- ◇議 長 日程第3、議案第44号 物品の購入についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
田端学校管理課長。

◇学校管理課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、森田暢明議員。

- ◇森田議員 参考までにお聞かせ願いたいなというふうに思うのですが、先の43号議案につきましては議決されましたので、それにはちょっと触りづらい話になると思いますけれども、参考までにお聞かせ願いたいのですが、これは43号も44号も更新をするということだと思ってしまうのですが、そこら辺のことをもう少し。本来ならば予算が計画されていることであるから今さらお聞きするのちょっと失礼だとは思ってしまうのですが、もうちょっと詳しくお聞かせ願えればと思います。それと、もちろん女満別中学校、東藻琴中学校、生徒数が大分違うのではないのかなと思ってしまうのですが、コンピュータの導入を今回、更新ということであれば台数はそんなに大きな開きはないのですが、そこら辺は今後古いものを、今まだ使用に耐えられるものを、それらも合わせて使用しようという考え方なのか、また今あるものを39台、32台と入れ換えるという考え方で今回の購入になったのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

- ◇議 長 学校管理課長。

- ◇学校管理課長 ただいまご説明いたしました女満別中学校、東藻琴中学校のパソコンにつきましては、全部更新ということで考えております。女満別中学校につきましては平成13年に導入、東藻琴中学校につきましては平成12年に導入したパソコンでございます。導入の数につきましては、平成19年度各学校の担任の先生と検討委員会を開催いたしましてその中で、一クラスで一人1台が当たるようにということで数を設定してございます。文部科学省で平成17年に公立小学校の教師用PCの整備方針というのが出されておまして、その中で生徒一人に1台、教師用2台というような取り決めになっておまして、その取り決めのとおりに整備させて

いただいているつもりでございます。古いものにつきましては、現状の使用に耐えない、起動してフリーズしたり、動かないというパソコンがかなり多くあると聞いておりますので、それについては廃棄処分をしたいというふうに考えておりますが、使えるパソコンについては、各校長会等がありますので、ぜひ活用していただきたいというような口頭で通知はしているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 もう一つお聞きをしていたつもりでいるのだけれども、各学校のいわゆる一クラスの生徒が同時に使えるようにということでの整備ということなのだけれども、その一クラスの生徒数が東藻琴中学校と女満別中学校とでは今、現段階でも人数の開きがあるのではないかと。そこでそれが、導入をした台数が多いのか少ないのかという判断は、その学年によってまた将来数年後に入ってくる生徒数によって当然違うだろうと思うので、その辺のことも十分検討された上での台数の決定だったのかどうか。そこをお聞きしたかったのだけれどもよろしくお願いします。

◇議 長 学校管理課長。

◇学校管理課長 すいません。先ほどご説明をした中で検討委員会を過去 4 回開催いたしまして学校の先生とも協議をいたしております。今後の生徒数の推移を見極めながら最大数で購入をしてございます。

以上です。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 4 4 号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 4 号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第４５号

◇議 長 日程第４、議案第４５号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

１２番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。過疎地域自立促進市町村計画の中身でございます。昨日環境に対する考え方もいろいろと一般質問をさせていただいて、町長の積極的な答弁をいただいた経緯もあるわけでございますが、行政に関してはそうなのですが、地域における行動指針も前提にすると、企業だとか特定排出者の関係の問題も出てくるかのように私は理解をしております。したがって産業の振興における８ページの麦類乾燥調製貯蔵施設整備事業（東藻琴地区）、事業主体は農協ということでございますけれども、昨日のバイオマス事業についても東藻琴農協で実質的主体はそうでありまして協議会をつくっておったという経過がございます。推進主体がそういうことだということでございます。関連があるから申し上げるわけではありませんが、この施設に関してＣＯ₂の排出量というものはどのぐらいにお考えになっておられるのでしょうか。過疎計とその他の計画との絡みの中、今後のあり方の問題もあるかと思しますのでお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前１０時２０分

再開 午前１０時２１分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

◇農政課長 ただいまご質問のございました麦乾の関係等でございます。今回過疎計の方に計画を建てさせていただいて今年度中に整備するというような状況になってございます。今ご質問のございました麦乾の関係と当然乾燥ということがございますので、その中で当然ＣＯ₂が出てくるということは当然だというふうに考えてございます。しかしながら今の計画を進めている段階にあって今言われましたＣＯ₂の換算というようにところまで正直に申し上げて実施計画の中で計算をしているというような状況

ではございませんので、今ご質問にありましたCO₂の排出量についてはこの場でお答えすることはできないということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 唐突な質疑であったがゆえに感じておられるようでありますから、以前いろんな議論の中でも出てきた経緯がございますので特定排出者には該当しないだろうと私の想定をしております。したがって今後のあり方について後ほど結構ですので、当然こういう計画ものというのはCO₂の排出量も含めて今後は検討をしなければならないと、何事においてもそういう時代状況でありますので、そのことについては後ほど、昨日の話をしたくはないのですが、燃料、電気、その他から換算をすれば簡単に出るデータの出し方もやってくるわけですよ。やる気にさえなればできるわけです、私はそれでは不本意なのですが、それはそれとして後ほどわかり次第教えていただければありがたいと思います。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまの農協の方で実施計画を策定中というようなことでございますので、その中でCO₂の削減につなげるような取り組みもできるのかどうか、その面も確認をしながら逆にそういうような働きもしていただきたいということで、町の方からも指導というようなことではございませんけれども申し送りというようなことでさせていただきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第45号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につ

いては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 4 6 号

◇議 長 日程第 5、議案第 4 6 号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 5 番、桒原達也議員。

◇桒原議員 条例の第 2 条第 1 項の職員は今現在何人いるのかちょっと教えていただきたい。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 第 2 条第 1 項第 1 号の町長部局の現員数についてのご質問かと思いますが、本年 4 月 1 日現在で 1 2 3 人の現員数がおります。

◇桒原議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 6 号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 6 号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 7 号

◇議 長 日程第6、議案第47号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号

◇議 長 日程第7、議案第48号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成

に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第４９号

◇議 長 日程第８、議案第４９号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４９号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５０号

◇議 長 日程第９、議案第５０号 平成２０年度大空町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 議案第50号の提案説明が終わりましたが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号の議事を続けます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 補正予算の質疑なんでありますけれども、45ページの商工観光費の中で観光協会費の補助金が22万1,000円増額になっております。先ほどの説明によると職員の派遣の関係からの問題だというふうな説明がございました。さらに47ページにおいて、青少年育成事業協会補助金の減額補正132万4,000円ということになっております。それぞれいうならば職員派遣にかかわることなのであろうと思いますが、まず第1点として職員派遣の今後のあり方について、以前も指摘をさせていただいたときも申し上げたのですが、職員派遣はやむを得ない事項を除いてはできるだけそういう方向ではない形で努力をするというような感じで私どもは受け止めていたわけでありまして、そういう意味では観光協会などもプロパーで職員を雇用すれば足りるというふうに思いますし、そのための人件費はきちんと補助金で措置すれば良いかと、そのように考えている次第でありますのでこの差額のことと、それから青少年育成事業協会の補助金の人件費が内訳であるだろうとは思いますが、この件については指定管理者なわけですね。たまたま退職した職員がその法人の職員になって完全プロパー化して分離されたという経過の中で、緊急性を帯びていたからやむを得なかったという性格も若干理解をしないわけではないですけれども、今後のあり方として、指定管理との関係からも含めて職員を派遣すれば補助金をカットすると。それは人件費が根拠になってくるのでしょうかけれども、その辺の考え方がどうもいずいような気がして堪らないのですよね。額がどうだとかそういう問題ではありませんけれども、基本的な考え方についてちょっとお答えを願いたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 過去の議会でもこの問題については触れられておりまして、そのときと考え方については私は変わっていないと。現在いろいろなところに職員を派遣をしている現状にありますけれども過渡期として捉えている。今後は基本的にはプロパーの職員の中で対応していただくということを前提として考えていきたいというふうに思っております。今回の措置も議員も内容等についてはあらかじめご承知かと思えますけれども、教育費の関係については突発的な退職というようなこともございま

して緊急的に職員を対応させたというような経過もあります。観光協会等については、将来を見据えた中でどのような体制がということを想定しながら今回の職員の派遣ということを考えたところでもありますのでご理解を賜りたいと思います。決して方針が揺らいだとか、変えたとかということではないということでご了解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長も苦しい答弁ですし、私も理解をいたしたいと思います。気になるのは過渡期っていつまでやるんだという話になるのですよね。町長ははっきり言わないから想定して物事を言わなければならないのですが、この任期中は続けると解釈をしてよろしいのですか、あるいは任期中に解決をするということですか。それだけお聞かせを願えれば質疑は終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 これは派遣する側の役場の職員の関係もありますし、プロパーとして人材を確保できるかという関係もございます。できるだけ早い時期にこういったものについては整理をしていきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 47ページの今ちょっと同僚議員の質問項目とかぶるのですけれども、今一度考えを問いたいののですけれども、このB&G海洋センターの管理費、指定管理委託料のことなののですけれども、教育委員会が指定管理に出すことにおいて、過渡期としていろいろと課題は出てくるでしょう。それが教訓となると思うのですけれども、ただ私はこの指定管理のことについて、この項目もそうなののですけれども、別件事故との云々も含めて、指定管理に対する考え方というか判断、対応への甘さがどうしても目に付くのですけれども、この課題は浮き彫りになったと私は理解をしているのですけれども、この課題を今後どのように教訓として生かされるのか今一度お伺いしたいと。できれば教育長にお考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 松田議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。議員もおっしゃられましたようにこの指定管理者制度がスタートして1年有余が経って、この4月から新たな指定管理が動いているというようなことで、私どもで実際に対応していっ

た中でつかみきれなかった課題等が出てきたということ。あるいは、施設等の修理も予想しないものが出てきたというようなことがあって、それらについては十分な対応ができない面もあったということは反省をいたしております。そこで今後ですが、育成事業協会の方々と協議の場、話し合いの場、情報交流の場を設定してそうしたことが予想されるものについては、早め早めに手を打つというような体制で臨んでまいりたいと思っていますし、施設等の点検についても教育委員会の職員と育成協の職員とが一緒に巡検をするというようなことの体制をとってまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 なぜこういう質問をしたかという、これは決定ではないですけども動きとして、今現在子供たちの運動能力の低下だとか、体力低下だとかその中で総合型地域スポーツクラブというそういう動きがあるやに聞いております。私はそれは理想だと思うのですが、当然そういうことが推進されると自ずと今回の課題を教訓にしてスムーズに運営してほしいと、そういう思いがあって聞かせていただきました。ぜひ今回のことを教訓にして進めていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今ご質問の中で、総合型地域スポーツクラブというお話が出ましたが、大空町としてもそれを立ち上げることができないかという姿勢から、この26日に道の担当の職員を招いて学習会、研修会をする予定でおります。そうした中から学びながら、今議員がおっしゃられますような形で子供たちが安全にスポーツ活動に親しめるような安全環境の整備等に十分気をつけてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第3号)について

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成20年度大空町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号

◇議 長 日程第10、議案第51号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

◇議 長 日程第11、議案第52号 大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 農業委員会委員の推薦

◇議 長 日程第12、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会が推薦する農業委員会委員は3人とし、推薦の方法については指名推薦の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、議会において推薦する農業委員会委員は3人とし、推薦の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。指名推薦の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法は議長において指名することに決しました。

暫時休憩します。(推薦者名簿の配布)

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

◇議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

今議会において推薦する農業委員会委員に、ただいまお手元に配布しました推薦書のとおり近藤哲雄議員、田中勝吉議員及び岡内祐一氏を推薦したいと思います。

地方自治法第117条の規定により、近藤哲雄議員及び田中勝吉議員の退場を求めます。

(「近藤哲雄議員」及び「田中勝吉議員」退場)

◇議 長 お諮りします。今議会における農業委員会の委員に、近藤哲雄議員、田中勝吉議員及び岡内祐一氏を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、今議会における農業委員会の委員に、近藤哲雄議員、田中勝吉議員及び岡内祐一氏を推薦することに決しました。

暫時休憩します。（「近藤哲雄議員」及び「田中勝吉議員」入場着席）

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

◎日程第13 発議第8号

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、発議第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第9号

◇議 長 日程第14、発議第9号 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9 番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 9 号 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第 9 号 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 発議第 10 号

◇議 長 日程第 15、発議第 10 号 平成 21 年度国家予算編成における義務教育費
無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元教育予算の確保・拡充を
求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
15 番、樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 10 号 平成 21 年度国家予算編成における義務教育費無償、義務
教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元教育予算の確保・拡充を求める要望
意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 平成21年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第2号

◇議 長 日程第16、報告第2号 平成19年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成19年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況については終わります。

◎日程第17 報告第3号

◇議 長 日程第17、報告第3号 平成19年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成19年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第18 報告第4号

◇議 長 日程第18、報告第4号 平成19年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成19年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第19 報告第5号

◇議 長 日程第19、報告第5号 平成19年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成19年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第20 報告第6号

◇議 長 日程第20、報告第6号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 第2回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とこれからの決意を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、一般質問はお2人という状況でありましたけれども、これは決して本町が抱える課題が少ないとか、ないというようなことではないと、そのように認識をしているところでもあります。議会の冒頭、行政報告として申し上げましたけれども、今回降ひょうによる被害もあったわけでありましてけれども、今回についてはご報告という形にしかなくてございません。具体的に何か今後の対策というようなことまで踏み込んでいない状況もございます。そういったものも今後いろいろご意見をいただきながら検討していかなければならないと、そのように考えているところでございます。またそれ以外においても、さまざまな課題が山積している状況で

あると、そのように認識をしてございます。若干お時間をいただいたという感じがいたしますけれども、その分しっかりとその内容を受けとめて、今後その課題解決に向けて職員ともども一生懸命努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、またご意見等をいただきますよう重ねてお願いを申し上げお礼に代えさせていただきますと思います。

誠にありがとうございました。

◇議 長 平成２０年第２回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 ０時２０分